

エネルギー・食料品価格等物価高騰対策支援給付金（追加分）
のご案内DV（ドメスティック・バイオレンス）等避難中^{※1}でも受給できる場合があります

- DV等で調布市に避難中の方も、エネルギー・食料品価格等物価高騰対策支援給付金（追加分）をご自身が受給できる可能性があります。
- 住所地^{※2}の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件（DV保護命令と収入要件）を満たせば、受給することができます。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。担当までご連絡ください。

※1 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外にお住まいの場合をいいます。令和6年12月1日時点で調布市に避難していることが必要です。

※2 このリーフレットでは、「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

支給対象と支給額

以下のいずれかに該当する避難世帯に対し、1世帯あたり**7万円（住民税非課税世帯・家計急変世帯）**又は**10万円（住民税均等割のみ課税世帯）**を支給します。

該当する世帯のうち、18歳以下の児童（平成17年4月2日以降生まれ）がいる世帯には、一人当たり5万円の子ども加算についても支給対象となります。

① 世帯全員が令和5年度「住民税非課税」又は「住民税均等割のみ課税」の世帯

② 家計が急変し、世帯全員の収入が①相当^{※4}となった世帯

※4 世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月から12月までの任意の1か月の収入×12倍）が市町村民税所得割非課税水準以下であることを指します。

申請先

調布市

申請期限

令和6年4月30日（火）（必着）

お問い合わせ

（給付金に関すること）

調布市
物価高騰対策支援給付金コールセンター

☎ 0120-700-143

受付時間 平日9:00～17:00

（調布市にDV避難中の方）

調布市
物価高騰対策支援給付金担当

☎ 042-481-7317

受付時間 平日9:00～17:00

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

以下のQ & Aを参考に、必要な書類をご用意の上、お手続きください。
ご不明な点は、**給付金担当まで**ご相談ください。

Q 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。 私は給付金を受給できませんか？

A 住民票がある世帯の方（配偶者等）が給付金を受給済の場合であっても、ご自身が要件（DV避難中であることの証明、収入要件）を満たせば、現在お住まいの市区町村から給付金を受給できます。

住民税所得割が非課税（または均等割のみ課税）であることがわかる書類

- 住民票のある自治体で発行される非課税証明書・課税証明書等

DV等避難中であることを明らかにできる書類の例（児童手当準拠）

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等

Q 配偶者からDVを受け避難しています。 配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか？

A 税法上、配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計を立てている者とみなし、ご自身の収入が住民税所得割が非課税相当である場合には受給できます。

 エネルギー・食料品価格等物価高騰対策支援給付金（追加分）の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、調布警察署(042-488-0110)か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。